

平成 26 年 10 月 15 日

各課等の長

伊佐市長 隈 元 新

平成 27 年度の「市政運営の基本的な考え方」について（通知）

平成 27 年度の伊佐市の行政運営に係る基本的な考え方について下記のように示します。

各課等においては、これを踏まえて、確実な現状把握のもと事務・事業編成に向けた取組みを行い、的確な事務体制の整備と予算編成に反映させるようにしてください。

記

1 平成 27 年度の市政運営の視点

平成 27 年度は「地方創生」をはじめとして、我が国の施策・制度の大きな流れが変わることが予定されています。本市はこれに対応すべく行政課題・長期的な施策方針についての見直しを行う「変化に対応する年」と位置付け、以下の視点で取組みを行います。

- (1) 総合振興計画にもとづくまちづくりの推進を基本とし、平成 27 年度は、総合振興計画の前期計画が最終年度を迎えることから、前期計画の仕上げと未達成事項の評価と後期計画へ向けた新たな施策検討の年度と位置づけます。
- (2) 市の全庁横断課題である“安全安心・定住の推進”は、平成 26 年度の「住みよさランキング」で県内 1 位の評価を受けたのを機に、さらに「住みたい・住み続けたい」と思えるまちとなるよう取り組むとともに、その情報発信に努めます。
- (3) 地方交付税は、合併算定替えから一本算定に向けて段階的に減額され、市の財政状況はさらに厳しさを増します。これに対応すべく効率的な組織経営や予算運用について事業の廃止・再編等を踏まえた現実的な見直しを行う必要があります。
- (4) 平成 27 度からの後期行政改革大綱及び集中改革プランに基づき確実な行政改革に努めます。
- (5) 国の「地方創生」施策への積極的かつスピーディな対応ができるよう情報収集に努めるとともに、常に事業の「改革と改善」について意識して取り組む必要があります。
- (6) 「自ら創造し、進める」姿勢で将来の伊佐市づくりに臨む必要があります。

- (7) 平成 27 年 10 月から予定されている消費税の引上げや国の経済政策への適切な対応・活用を行います。
- (8) 新たな制度（マイナンバー・子ども子育て等）への確実な対応を進めます。
- (9) 初年度を迎える大口中央中学校と、早急な対応が必要な市内高校の振興策について優先的に取り組みます。
- (10) 大きく変わりゆく農業への対応を大胆かつ積極的に取り組みます。
- (11) 県域を超えた広域的な視点での施策検討を行う必要があります。
- (12) 地域における「ひとつづくり・子育て」を進め、伊佐らしい教育・文化を創造します。

2 平成 27 年度の重点的な取り組み

- (1) 職員の企画力・行動力を向上させる取り組み
- (2) 市民・団体の自由なまちづくり活動の支援と人材発掘
- (3) マイナンバー制度の実施に向けた全庁的な準備
- (4) 地域資源を活かした地方創生メニューの検討・提案
- (5) 「伊佐のもの」づくりと情報発信
- (6) 介護・福祉サービスの水準維持と障がい者等の社会参加の推進
- (7) 若者が魅力を感じる産業づくりと能力に応じた雇用の確保
- (8) 新たな農業のあり方のための検討・研究
- (9) 安心で美しい生活環境づくりと防災対策の強化
- (10) コミュニティ協議会・家庭における「ひとつづくり」の推進
- (11) 大口中央中学校の円滑な学校運営と児童・生徒の学力向上
- (12) 市内高校の振興と確実な生徒確保対策
- (13) 市民総ぐるみでの国民文化祭の実施
- (14) 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック及び国民体育大会鹿児島大会に向けた人材育成と多角的視点での取り組み

3 施策検討における共通課題

- (1) 中・長期的視点での計画的な運営
 - ① 公共施設の維持・更新・整理
 - ② 地域経済の下支えとしての公共事業の計画的実施
 - ③ 将来の財政状況（財政計画）を見据えた施策検討と事業の整理

(2) 国・県の施策に関する情報収集と迅速な対応及び積極的な関与

- ① 国・県の制度改正等への適切な対応
- ② 経済対策や低所得者対策への迅速かつ全庁的な対応
- ③ 地方創生や地方分権推進に伴う地方発の提案型事業への対応
- ④ 始良・伊佐地域振興局や県担当部局との連携や中核施設建設計画への提言・関与

(3) プロ（専門家）や市民をはじめとした庁外の人材（以下「プロ等」という）とのコラボレーションによる「満足度の高い」事業構築・展開

- ① 所管事業における専門分野のプロ等と連携した情報収集や企画
- ② 施策の継続性の担保及び効果的かつ効率的な展開のためのプロ等の誘致と柔軟な事務対応
- ③ プロ等の関与による積極的な人材育成・評価の仕組みづくり

4 予算編成について

予算編成における政策的判断は、「伊佐市総合振興計画」を柱とします。特に全庁横断課題と上記に掲げる重点施策を重視して進めます。また、全体としては中期財政計画を基本としますが、国・県の動向に留意しながら流動性を持った予算編成を行います。

普通建設事業では、原則的に実施計画に掲げる事業を対象としますが、歳入確保について社会情勢や国の動向等を踏まえ調整を行う場合があります。

予算要求前に国県等へ補助金等の申請手続きを要する事業は、申請前の事前協議（戦略会議等）を必要とします。

5 その他

新規事業（ハード事業 500 万円・ソフト事業 100 万円）、拡充事業（ハード事業 300 万円増額・ソフト事業 100 万円増額）については新規拡充事業シート（マネジメントシート）の提出により優先度評価会議（1次評価 10 月下旬・2次評価 11 月上旬頃）を実施し、実施計画の選定に活用します。

実施計画は、施策ごとの主要事務事業を 3 年間掲載し、毎年度ローリング方式により調整します。

なお、新規事業については上記事業費にかかわらずマネジメントシートの提出が必要になりますので事前に提出してください。